

島根県医療介護総合確保促進基金における医師確保計画推進に関する 支援事業実施要綱

1 目的

この要綱は、地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律（平成元年法律第64号、以下「医療介護総合確保促進法」という。）第4条に基づき策定された県計画に掲載された事業のうち、医師確保計画推進のための事業の実施に必要な事項を定めるものとする。

2 実施主体

医療法（昭和23年法律第205号）第30条の4第1項の規定に基づき、島根県保健医療計画の一部として策定する医師確保計画に定める医師少数区域及び医師少数スポットに所在する病院、郡市医師会、地域医療連携推進法人、へき地診療所、市町村等

3 事業目的

医師確保計画の推進のため、県内各圏域の医療機関等が実施する必要な取組みを支援することにより、医師不足、医師偏在及び診療科偏在の是正に資することを目的とする。

4 事業内容

医師確保計画の推進を目的として実施する次の事業にかかる経費の一部を県が補助する。

- (1) 2に掲げる実施主体が、医師を確保するために圏域の医療機関（郡市医師会、地域医療連携推進法人を含む。）や自治体と連携して実施する医師招聘事業に要する経費
- (2) 2に掲げる実施主体が、県内の医師多数区域又は県外から新規に常勤雇用する者（当該医療機関の就業規則等に定める勤務時間の全てを勤務する者）又は新規に非常勤雇用する者で勤務日数等を勘案して知事が適当と認める者を対象として、当該医療機関において1年以上勤務することを返還免除の条件とする資金貸与制度を設け、当該制度に基づき資金貸与を行う際に要する経費
- (3) 2に掲げる実施主体が、県内の医師少数区域又は医師少数スポットに所在する病院、へき地診療所へ医師の派遣（定期的な派遣に限る）を行うことで生じる逸失利益^(注1)

(注1) 計算方法は交付要綱を参照

5 実施期間

医療介護総合確保促進法第4条に基づく島根県計画に定める期間とする。

6 県の補助

県は、予算の範囲内で、本事業に要する経費について、別に定める基準（交付要綱）により補助するものとする。

7 その他

この事業の実施に関し、この要綱に定めのない事項については、別途定めるものとする。

附則 (令和2年3月27日医第1916号)

この要綱は、令和2年4月1日から適用する。

附則 (令和3年3月24日医第2283号)

この要綱は、令和3年4月1日から適用する。